

相続手続に必要な戸籍謄本の取得にかかるご案内

民法の定めにより、相続開始後遺産分割確定までの間の相続財産は、原則として法定相続人の「共有」となります。

したがって銀行での相続手続においては、亡くなられた方(被相続人)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を拝見し、法定相続人を確認させていただく必要があります。

戸籍謄本	役所(役場)に保管されている戸籍の原本全部(全員の記載事項)を写した書面のことです。最新の電子化された戸籍では、戸籍の「全部事項証明書」ともいいます。
除籍謄本	婚姻や離婚、死亡、転籍(本籍を他に移すこと)などによって、誰もいなくなった戸籍を除籍といい、この除籍の写しを除籍謄本といいます。
戸籍謄本と戸籍抄本の違い	戸籍謄本(全部事項証明書)は戸籍に記載されている全て(全員)を記載したもので、戸籍抄本(個人事項証明書)は戸籍に記載している一部(特定の個人)を記載したものです。 ※当行の相続手続では、「戸籍(除籍)謄本」が必要です。

必要な戸籍謄本

(1) 亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本

相続手続にあたり法定相続人を確認させていただくため、被相続人の「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」の提出をお願いします。

戸籍が改正されると、書き換え前の戸籍に書かれていた記載の一部が省略され、最新の戸籍にない情報が「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」から見つかることもあり、それらの提出をお願いすることもあります。

(2) 相続人の戸籍謄本

相続人の方が、結婚・養子縁組などで新戸籍となり、氏名・生年月日等について、被相続人の戸籍謄本と相続人の「印鑑証明書」で一致を確認できない場合、相続人の方の戸籍謄本のご提出をお願いし、被相続人との関係を確認させていただく場合があります。

(3) 法定相続情報一覧図

法務局で発行する法定相続情報一覧図を提出される場合は、戸籍謄本の提出は不要です。

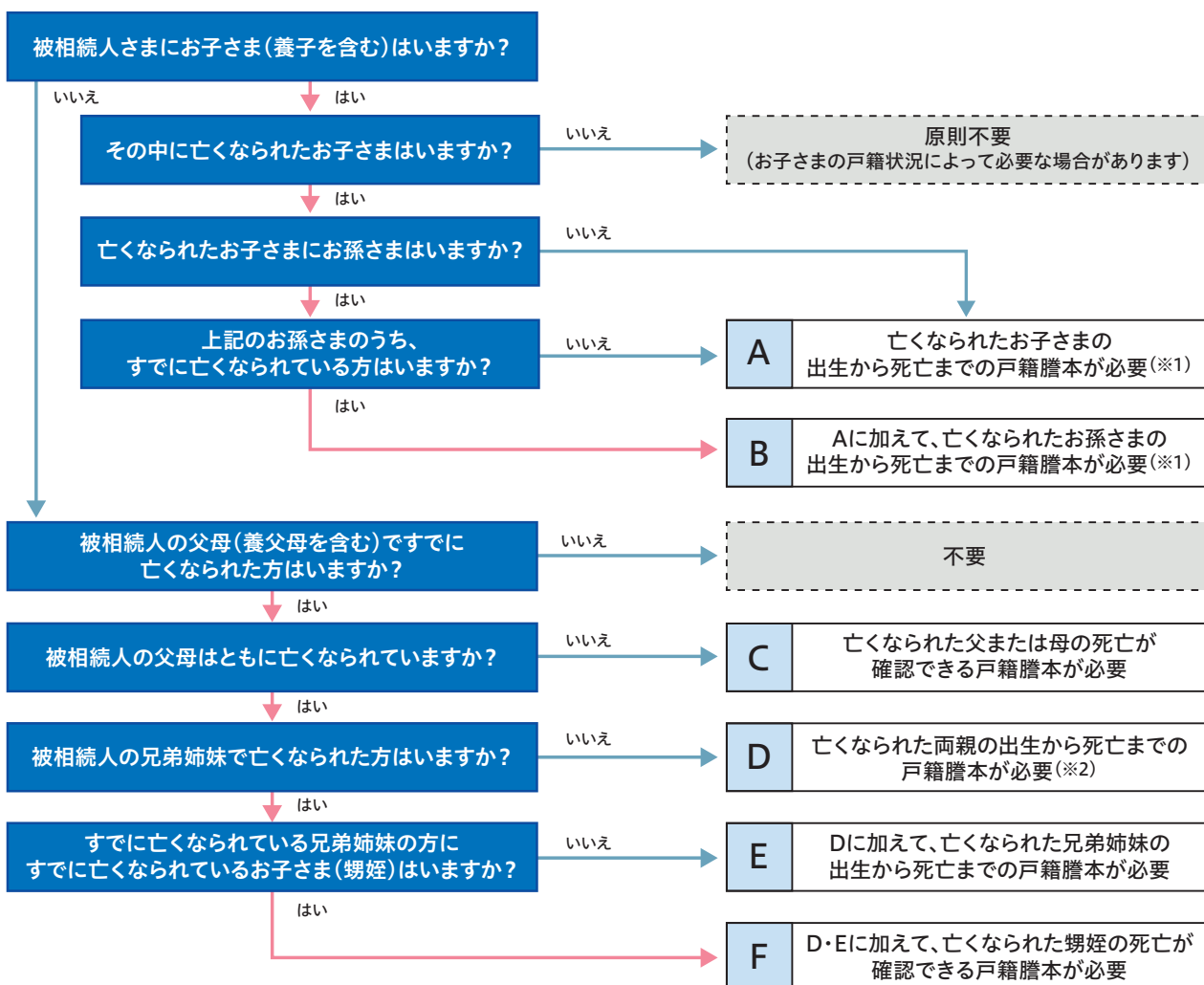
相続手続毎の戸籍(除籍)謄本要否

亡くなられた方(被相続人)の各行お取引状況や、遺言書・遺産分割協議書の有無等によって、下表のとおりご準備いただく書類の内容や手続方法が異なります。

	被相続人さま		法定相続人さま	
①相続人さま共同による相続手続	○	出生から死亡までの連続した戸籍謄本	○	下図判定フローに基づき必要な戸籍謄本
②簡易的な相続手続	△	死亡事実の記載がある戸籍謄本または住民票	△	手続をされる方の戸籍謄本または住民票(被相続人との続柄表示要)
③遺言書がある相続手続	○	死亡事実の記載がある戸籍謄本	—	不要
④遺産分割協議書がある相続手続	○	出生から死亡までの連続した戸籍謄本	○	下図判定フローに基づき必要な戸籍謄本

法定相続人さまの戸籍(除籍)謄本要否判定フロー

配偶者の戸籍謄本は、被相続人さまの戸籍謄本に記載があるため不要です。配偶者以外の相続人さまについては、以下の判定フローに従って、戸籍(除籍)謄本が必要な方をご確認ください(それぞれ連続した戸籍謄本が必要です)。



※1: 全てのお子さま及びお孫さまが亡くなられている場合は、A・Bに加えて、下記フロー(お子さまがいないケース)のC～Fに該当する戸籍謄本も必要です。

※2: 亡くなられた祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本が必要な場合があります。

戸籍謄本の入手方法

<p>取得できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法定相続人にあたる方、または遺言執行者（弁護士や行政書士が代理で取得する場合があります）。 ●詳しくは、市（区）町村役所（役場）にお尋ねください。
<p>取得場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市（区）町村役所（役場）で取得することができます。「銀行の相続手続きのため連続した戸籍謄本が必要である」旨を、役所（役場）の担当者へお伝えください。 ●戸籍謄本の広域交付制度により、本籍地以外でも戸籍の取得が可能です。ただし、相続関係によって、取得できない戸籍がありますので、詳しくは市（区）町村役所（役場）にお尋ねください。 ●ご参考として、市（区）町村役所（役場）の担当者宛ての「案内文書」を記載しますので、適宜ご活用ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【戸籍謄本取得時の役所（役場）窓口向け案内文書】</p> <div style="background-color: #0070c0; color: white; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市（区）町村役所（役場）職員の方へ</p> </div> <p>相続手続きのため『被相続人／法定相続人』の出生から死亡までの連続した戸籍謄本または除籍謄本（以下「戸籍謄本など」）の交付をお願いします。</p> <p>※「婚姻」「子の出生」「転籍」「分家」「家督相続」などの理由により、前戸主などの戸籍謄本などが必要となる場合はその戸籍謄本などを、また「法務省令による新戸籍の編成」などがあつた場合は、それ以前の戸籍謄本などの交付をお願いします。また、滅失・消失・廃棄などの理由により戸籍謄本などが無い場合は、「廃棄証明書」「告知書」などの交付をお願いします。</p> <p>なお、転籍などの理由により、貴役所（役場）だけでは出生から死亡までの連続した戸籍謄本などが揃わない場合は、お手数ですがその旨の説明と、どこの役所（役場）で、誰の戸主名で戸籍謄本を請求すれば取得できるかなどのご説明をお願いします。</p> </div>

- 戸籍謄本は、市（区）町村役所（役場）の窓口で直接請求するほか、郵送での請求も可能です。
- 申請書類や手数料は各自治体により異なりますので、事前に本籍地の市（区）町村役所（役場）に電話で照会するか、ホームページなどを参照して申請方法をご確認ください。
- また、戸籍謄本の代わりに法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」でもお手続き可能です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、最寄りの法務局へお尋ねください。